

# 施工体制台帳等の取扱い等に関する改正について

施工体制台帳等の取扱いが次のとおり改正されました。これらの改正は平成 27 年 4 月 1 日以降に契約を締結した工事から適用されます。

## 施工体制台帳の作成・提出義務が拡大されました

「建設業法等の一部を改正する法律」により、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部が改正され、これまで、建設工事の一部(下請契約金額の合計 3,000 万円(建築一式工事の場合は 4,500 万円)以上)のみに適用されていた施工体制台帳の作成及び発注者への写しの提出義務が、下請契約金額にかかわらず、下請契約を締結する全ての工事請負等に拡大されました。該当する場合は、施工体制台帳等の作成義務が生じるとともに、工事担当課へ施工体制台帳の写しの提出が必要となります。(予定価格 130 万円以下の所管課契約や単価契約工事も対象となります。)

## 施工体制台帳等の記載事項が追加されました

「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」により、「建設業法施行規則」が改正され、施工体制台帳等に外国人建設就労者・外国人技術実習生の従事の有無の記載等が必要となりました。このことに伴い、「八王子市受注者提出書類処理基準」(以下「提出基準」という。)を改正し、一部の提出書類の記載内容が変更になりました。

### 【記載内容等を変更した書類】

提出基準の様式名称	提出先	変更内容
下請負・再下請負届 (旧下請負届から改正)	工事担当課・契約課 ※契約課への提出は、工事担当課が行います。工事担当課の指示部数に契約課提出分の 1 部加えた部数を工事担当課へ提出してください。	・外国人建設就労者・技術実習生従事の有無及び健康保険等の加入状況の記載欄を追加しました。
下請負・再下請負者一覧表 (旧下請負者一覧表から改正)	契約課への提出は、初回分(契約締結時)と最終分(しゅん工前)の 2 回必要になります。	・契約書の写しの添付は不要とし、施工体系図の写しを添付することとしました。(施工体制台帳には契約書の添付が必要です。)
施工体制台帳及び施工体系図	工事担当課	・外国人建設就労者・技術実習生従事の有無について記載欄を追加しました。 ※下請契約金額にかかわらず、受注者が下請契約を締結したすべての工事請負等において、作成義務が生じます。
施工体制台帳		
下請負者に関する事項		
再下請負通知書		
再下請負関係		

※施工体系図兼安全衛生協議会組織図についても、下請契約金額にかかわらず、受注者が下請契約を締結したすべての工事請負等において作成義務が生じます。

【問合せ先】 八王子市 財務部 契約課 工事契約担当 直通 042-620-7215 Fax042-626-4133